

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策21-2 障がい福祉の充実	めざす まちの姿	障がいのある人やその家族を支援する体制が充実し、地域住民と共に助け合い、支え合いながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちをめざします。
--------------------------	---------------------	--

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示
<p>◇当事者及びその家族で構成される各団体を支援することで、障がいのある人の社会参加の充実を図るとともに、障害者就労支援事業所による販売会等を通じた市民との交流により、障がいのある人への理解を深めています。</p> <p>◇障害者雇用促進セミナーを開催し、企業や就労支援事業所などへの雇用促進の啓発及び障がいのある人の受入促進に努めているほか、就労支援事業所等連絡会の開催による情報共有を図りながら、一般就労への移行支援を進めています。</p> <p>◇グループホームや地域活動支援センター、就業支援事業所の支援を行うとともに、基幹相談支援センターが市内の民間相談支援事業所との連絡会を開催し、情報収集・提供、連携することにより適切なサービスの提供につなげています。</p> <p>◇子育て世代包括支援センターを中心に早期に障がいを発見し、療育訓練につなげることで、障がいの軽減と発達を支援するとともに、特別支援教育支援委員会において特別な支援が必要な児童に対する相談及び就学後の一貫した教育支援を行うための連携を図っています。</p>	<p>障がいへの理解を深める環境づくりが必要</p> <p>障がいに応じた職種・業務の開拓や、就労定着の支援が必要</p> <p>企業等に対して障がい者の一般就労への理解と促進を図ることとともに一般就労への定着支援が必要</p> <p>障がいへの理解を深める環境づくりが必要</p> <p>障がいへの理解や社会参加を促進するためスポーツ大会・レクリエーションを通じた交流が必要</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境が必要</p> <p>ホームヘルプサービスの事業者やヘルパーの確保が必要</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境が必要</p> <p>医療的ケア児の家族のニーズの的確な把握が必要</p> <p>就学前に必要な支援に対応できるサービスの提供先の確保や継続的な支援が必要</p>	<p>①障がい者の社会参加促進 市民の障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の地域における交流、就労など、社会参加を支援します。</p> <p>②地域生活支援の充実 障がいのある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、必要な支援の充実を図ります。</p> <p>③保健福祉事業と相談体制の充実 障がいのある子どもやその保護者等が適切な支援を受けられることができるよう、相談体制や療育指導の充実を図ります。</p>	<p>①-1 障がいのある人への正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る、地域住民等による交流活動の推進</p> <p>①-2 障がいのある人の就労機会の拡大と就労定着に向けた支援</p> <p>①-3 あらゆる行政サービスや地域、市民、事業所の活動への「合理的配慮」の浸透促進</p> <p>①-4 障がいのある人へのスポーツに関する情報提供や講座等を通じた交流による障がいへの理解</p> <p>②-1 グループホームや地域活動支援センター、就業支援事業所への支援</p> <p>②-2 障がいのある人やその支援者のニーズの把握、関係機関等との連携による必要な支援へのつなぎ</p> <p>②-3 手話・点字・要約筆記・朗読・外出介助の奉仕員等の育成推進</p> <p>③-1 関連機関との連携による障がいの早期発見、適切な医療や療育支援へのつなぎ</p> <p>③-2 相談事業所等との連携強化と障がい児相談支援の充実</p> <p>③-3 支援を必要とする児童への早期療育や長期休暇中等の居場所の確保、成人に至るまでの継続的支援</p>	<p>障害者週間の啓発、障害者差別解消法の理解促進、人権啓発冊子「そよ風」による啓発、民生委員児童委員との連携</p> <p>企業や事業所を対象とした障がい者雇用促進の取組、障がい者雇用を啓発するチラシの配付、市役所や商業施設でのロビー販売の開催、障害者就労支援施設からの優先調達の推進</p> <p>「宍粟市障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」の周知による対応、職員向けの手話講座の開催、手話通訳者・要約筆記者の派遣による社会参加しやすい環境づくり</p> <p>宍粟市身体障害者福祉協会スポーツ大会の支援、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の情報提供及び支援、当事者等交流会の実施</p> <p>地域活動支援センターへの運営支援、就労支援事業所連絡会の定期的な開催による情報共有、グループホーム開設時の支援</p> <p>相談支援事業所連絡会及び就労支援事業所連絡会の定期的な開催による情報共有、相談支援事業所相談支援専門員の研修の情報提供や支援</p> <p>手話通訳者の養成講座の開催、点字・要約筆記・朗読サークルとの情報交換</p> <p>・学校や医療機関、療育支援事業関係機関等と連携を取りながら保健師が中心となり乳児期から切れ目のない支援を実施 ・早期発見、早期療育のため乳幼児健診等から専門相談や医療機関へ、専門相談から医療や療育相談、加配保育(保育所や幼稚園、認定こども園で特別に保育士を配置しての保育等を実施)、特別支援教育(特別支援学級等との連携)へのつなぎを実施</p> <p>相談支援事業所連絡会の定期的な開催による情報共有と連携強化、障がいに関する相談窓口の明確化と相談しやすい体制を確保</p> <p>児童発達支援や放課後等デイサービスの運営支援、子どもの状況を記録し、保護者と関係機関が共有するサポートファイルによる発達段階に応じた支援</p>

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(H30実績)	目標値(R7)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	福祉施設からの一般就労者数	人	4 (H28~H30)	10 (R3~R7)	担当課保有の管理台帳	1年間に福祉施設から一般就労につながる数にはその時の社会情勢に大きく左右されるため、1年間の目標値ではなく、計画期間内で10名(年間2名)の目標とする。
	グループホーム利用者数	人/年	36	46	担当課保有の管理台帳	現状値を基準に令和7年度までに2事業所増を見込んで、1施設につき5名の増加を見込んで46人とする。
	登録手話通訳者の有資格者数	人	6	13	担当課保有の管理台帳(年度末)	宍粟市手話施策推進方針アクションプランの中で登録手話通訳者の有資格化を目標として掲げており、その目標値を参考として設定。毎年度1名の増加。

個別連計画	計画名	計画期間	統計等数値
	宍粟市障害者計画	H30~R5	●(H30年度末)身体障害者手帳所持者数(人):1,768、療育手帳所持者数(人):357、精神障害者保健福祉手帳所持者数(人):204 (R1年度末)身体障害者手帳所持者数(人):1,732、療育手帳所持者数(人):363、精神障害者保健福祉手帳所持者数(人):227
	宍粟市障害福祉計画	H30~R2	
	宍粟市障害児福祉計画	H30~R2	